

大分県報

令和八年
第七三四号
九月一日

(火 曜 日)

目次

告 示

青少年に有害な興行の指定	一
保安林の指定	一
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示	一
遊漁規則の変更認可	二
高さ指定道路の指定	二
落札者等の公示	三
家畜人工授精講習会の開催	三
開発行為の完了	三

○ 告 示

大分県告示第三百五十七号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和八年九月一日

大分県知事

佐 藤

樹 一 郎

指定年月日

種 類

題 名

制 作 社 名
又は配給社名

指 定 理 由

令八・
八・一八

映 画

密着満開 アソコでくつろぐ

オーピー映画

著しく青少年
の性的感情を刺
激し、その健全

令和八年九月一日

大分県報（告示）

大分県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和八年九月一日

大分県知事

佐 藤

樹 一 郎

一 保安林の所在場所

別府市大字南畑字近道一九二八番三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに別府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和八年九月一日

大分県知事

佐 藤

樹 一 郎

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名		掲示場所
佐藤 シズコ		由布市役所

二 通知の要旨
令和八年七月二十四日付け大分県告示第三百三三号により行つた森林法第三十条の規定による通知

大分県告示第三百六十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により、第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更を次のとおり認可した。なお、遊漁規則の変更の内容は省略し、大分県ホームページにおいて公表する。

令和八年九月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

漁業権の 免許番号	漁業権者		施行日
	名 称	住 所	

内共第三号	大野川漁業協同組合	豊後大野市犬飼町久原六八六番地五	令和八年八月十七日
	鶴崎漁業協同組合	大分市小中島二丁目二番二二号	

内共第五号	堅田川漁業協同組合	佐伯市大字木立六九八七番地	令和九年一月一日 ただし、第七条第二項の変更については、令和八年八月十七日
-------	-----------	---------------	--

内共第八号	大分川漁業協同組合	大分市大字田原字下川原四五一番地九	令和八年八月十七日
-------	-----------	-------------------	-----------

大分県告示第三百六十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行

する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。
令和八年九月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日

道路の種類及び路線名	区 間	指定する期日
一般国道三八七号	玖珠郡九重町大字引治字本村六四五番五から玖珠郡九重町大字菅原字駄原五五五番五まで	令八・九・一
主要地方道大在大分港線	大分市三佐二丁目一〇四九番地内	
主要地方道天瀬阿蘇線	日田市上津江町上野田字黒石一一〇一番一地从先から日田市上津江町上野田字黒石一〇九九番一まで	
県道右田引治線	玖珠郡九重町大字引治字原田五八三番一から玖珠郡九重町大字引治字本村六四九番七まで	

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

① 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二

三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和八年九月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県庁舎電話交換設備等貸借業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部行政企画課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和八年七月二十三日

四 落札者の氏名及び住所

N T T ・ T C リース株式会社 九州支店 支店長 森 本 竜 介

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目四番一号

五 落札金額

百八十二万九千五百二十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和八年六月十二日

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、次のとおり家畜人工授精に関する講習会を開催する。

令和八年九月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 開催期日 令和八年十月二十八日から同年十二月四日まで

二 開催場所 農林水産研究指導センター 畜産研究部

大分県立農業大学校

三 家畜の種類 牛

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和八年九月一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

宇佐市大字芝原字北畠二十九番一及び二十九番四ほか一筆の各一部並びに字榊二百二十三番一及び二百二十三番一地先水路並びに大字葛原字東ノ田二百六十六番十六の一部

二 開発区域の面積

八千六百三十三・五七平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

岡山県倉敷市西中新田二百九十七番地一

大黒天物産株式会社 代表取締役 大 賀 昌 彦

四 完了検査年月日

令和八年八月十日